

景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

【美川宮前通り、美川新町西町内】（まちなみ景観形成基準）

一般の建築物の建築などを行う場合		配慮・措置の内容	※適否
項目	まちなみ景観形成基準		
位置	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する外壁の壁面の位置、軒線の高さはできるだけまちなみとの調和に努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 3階部分は、道路から出来るだけ後退する。 		
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 階数は、3階建て以下とする。 		
形態・意匠・色彩	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とし、色彩は黒系を基調とする。 	
	外壁・軒裏	<ul style="list-style-type: none"> 木、土、漆喰等伝統的素材に準じた仕上げとする。 	
		<ul style="list-style-type: none"> まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。 	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> まちなみと調和した落ち着いた色彩を基調とする。 	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する設備機器は、通りからの見え方に配慮する。 	
門扉・垣	<ul style="list-style-type: none"> 設置する場合は、まちなみとの調和に配慮する。 		
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 道路からの見え方に配慮する。 		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹の保存に努める。 		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合		配慮・措置の内容	※適否
項目	その他の基準		
位置	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の壁面の位置、軒線の高さは、まちなみに揃えるよう努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の道路からの後退距離は1階部分は1.5m以下とする。 		
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 階数は、2階建て以下とする。 		
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> 角地等を除き、切妻平入り、黒瓦葺きを原則とし、1階には下屋又は庇を設ける。 	
	外壁・軒裏	<ul style="list-style-type: none"> 木、土、漆喰等伝統的素材を用い、落ち着いた色彩を基調とする。 	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する部分の窓、格子等は木製を基本とし、伝統的な様式とする。 	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外の設備機器等は、通りから見える位置には設置しない。やむを得ない場合には、目隠しなどを設ける。 	
	門扉・垣	<ul style="list-style-type: none"> 設置する場合は、板塀、生垣とする。 	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、扉は伝統的意匠を基調とする。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 専用駐車場は、通りに面した部分に板塀、生垣を設置する。 		
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹の保存に努め、前庭がある場合、黒松等伝統的まちなみを象徴する樹種を植栽する。 		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。

【美川宮前通り、美川新町西町内】（景観法に基づかないその他の基準）

一般の建築物の建築などを行う場合		配慮・措置の内容	※適否
項目	その他の基準		
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	屋外 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 屋上広告物は、設置しない。 	
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。 		
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面して自動販売機等を設置しない。 		

まちなみに調和した積極的な修景や、保存のための修理を行う場合		配慮・措置の内容	※適否
項目	その他の基準		
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	屋外 広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 木製看板、のれん等の伝統的意匠素材を基調とする。 	
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 道路、通路、排水施設、道路内の街灯・案内表示板等、その他の付帯施設の日常的な清掃は協議会で行う。 		
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の日常的な維持管理は、景観計画書、協定の趣旨を踏まえ、その建築物の所有者、管理者が適切に行う。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面して自動販売機等を設置しない。 		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。